

滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について

<条例案要綱>

1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}について、原価計算による所要経費の見直しや令和元年10月1日からの消費税等の税率の引上げを踏まえ、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、再整備事業の実施により、一時的に仮施設での運営となることに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第29号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。(第1条による改正後の別表関係)
- (2) 仮設の施設になることに伴い、既存会議室の廃止等に係る必要な規定の整備を行うこととします。(第2条による改正後の第3条、付則および別表関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、令和元年10月1日から施行することとします。ただし、(2)については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新			
本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 艇庫等			本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 艇庫等			
	区分	金額		区分	金額	
艇庫	4人漕艇を 収容する場合	大学、高等学校 もしくは中等教 育学校（後期課 程に限る。）の 学生もしくは生 徒またはこれら に準ずる者（以 下「学生等」と いう。）	1艇1日につき 220	4人漕艇を 収容する場合	大学、高等学校 もしくは中等教 育学校（後期課 程に限る。）の 学生もしくは生 徒またはこれら に準ずる者（以 下「学生等」と いう。）	1艇1日につき 240
		その他の者	同 300		その他の者	同 320
	2人漕艇を 収容する場合	学生等	同 190	2人漕艇を 収容する場合	学生等	同 200
		その他の者	同 260		その他の者	同 280
	1人漕艇を 収容する場合	学生等	同 160	1人漕艇を 収容する場合	学生等	同 170
		その他の者	同 190		その他の者	同 200
オール・パド	学生等	同 50	オール・パド	学生等	同 50	

	ル	その他の者	同 60
艇（オール・パドルを除く。）	4人漕ぎ艇	学生等	1艇2時間につき 800
		その他の者	同 930
	2人漕ぎ艇	学生等	同 540
		その他の者	同 800
	1人漕ぎ艇	学生等	同 430
		その他の者	同 540
審判艇			同 3,220
オール・パドル	学生等		1本2時間につき 300
	その他の者		同 430
審判塔			4時間につき 1,610
スタート台			同 3,700

2 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用
学生等	円	円
	1人1泊につき 1,480	1人1回につき 240
その他の者	同 1,730	同 300

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分か	午後1時から午	午後5時30分か

	ル	その他の者	同 60
艇（オール・パドルを除く。）	4人漕ぎ艇	学生等	1艇2時間につき 860
		その他の者	同 990
	2人漕ぎ艇	学生等	同 580
		その他の者	同 860
	1人漕ぎ艇	学生等	同 460
		その他の者	同 580
審判艇			同 3,440
オール・パドル	学生等		1本2時間につき 320
	その他の者		同 460
審判塔			4時間につき 1,720
スタート台			同 3,960

2 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用
学生等	円	円
	1人1泊につき 1,580	1人1回につき 260
その他の者	同 1,850	同 320

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分か	午後1時から午	午後5時30分か

	ら午後零時30分 まで	後 5 時まで	ら午後 9 時まで
会議室 (A)	円 <u>1,610</u>	円 <u>2,220</u>	円 <u>2,850</u>
会議室 (B)	<u>1,050</u>	<u>1,360</u>	<u>1,610</u>

注 省略

	ら午後零時30分 まで	後 5 時まで	ら午後 9 時まで
会議室 (A)	円 <u>1,720</u>	円 <u>2,370</u>	円 <u>3,050</u>
会議室 (B)	<u>1,120</u>	<u>1,450</u>	<u>1,720</u>

注 省略

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																
<p>第1条および第2条 省略 (開場時間等)</p> <p>第3条 漕艇場の開場時間は、<u>宿泊室を除き</u>、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会議室については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第4条から第15条まで 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、昭和46年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審判塔</td> <td>4時間につき 1,720</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	省略		審判塔	4時間につき 1,720	省略		<p>第1条および第2条 省略 (開場時間等)</p> <p>第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会議室については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第4条から第15条まで 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年滋賀県条例第 号）付則ただし書に規定する規定の施行の日から規則で定める日の前日までの間は、第1条中「大津市玉野浦」とあるのは、「大津市」とする。</u></p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	省略		(削除)		省略	
区分	金額																
省略																	
審判塔	4時間につき 1,720																
省略																	
区分	金額																
省略																	
(削除)																	
省略																	

2 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用
学生等	円 1人1泊につき 1,580	円 1人1回につき 260
その他の者	同 1,850	同 320

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室(A)	円 1,720	円 2,370	円 3,050
会議室(B)	1,120	1,450	1,720

注1から4まで 省略

5 宿泊室の宿泊のための使用時間は午後5時から翌日の午前9時までとし、昼間利用のための使用時間は午前10時から午後4時までとする。

6から8まで 省略

(削除)

2 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室	円 730	円 940	円 1,110
(削除)			

注1から4まで 省略

(削除)

5から7まで 省略

県立琵琶湖漕艇場再整備事業の概要について

【背景と目的】

琵琶湖漕艇場は、本県のボート競技およびカヌー競技活動の中心施設として重要な役割を果たしてきた一方、施設開設後48年が経過し、管理棟や艇庫をはじめとする施設の老朽化、コース利用における安全対策などの様々な課題が顕在化している。

また、滋賀県では、ワールドマスターズゲームズ2021関西や第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会等の開催が予定されており、本施設を競技会場として活用することとしている。

こうした状況を踏まえ、利用者の利便性・安全性の向上や競技会場としての機能強化を図るべく、管理棟・艇庫の改築およびコース改修を実施する。



【主な内容】

管理棟・艇庫の改築	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造2階建て 1,260㎡程度 ・トレーニングルームの新設 ・会議室兼宿泊室の設置 ・艇庫の拡張 ・公園利用者が観覧できるスペースの新設 ・バリアフリー化
コース改修	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上のための北上移設(50m) ・波の影響を低減するための消波装置の設置

【事業費】

約10億円

(建物改築費：約7.2億円、コース改修費：約2.3億円、設計費等：約0.5億円)

【工事スケジュール】

令和元年度		令和2年度	
		R1.11~R2.9 建物改築	★ R2.9 竣工
		R1.11~R2.3 コース改修	
		R1.11~R2.9 仮設事務所・艇庫 供用	

(再整備事業実施に伴う建物状況の変遷)

